南相馬市サポーター事業実施要綱

平成30年5月23日 告示第151号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市で生まれ愛着を持ちながらも離れた場所で暮らす人や、市外から本市に通学・通勤している人、更には本市へのボランティアやふるさと納税を行った人など、本市と関係のある人たちを、本市を継続的に応援する南相馬市サポーター(以下「サポーター」という。)として登録し、本市とのつながりを深めるとともに、交流促進や移住・定住につなげることを目的として実施するサポーター事業について必要な事項を定める。

(登録資格)

第2条 サポーターとして登録できる者は、前条に定める目的を理解し、登録時点において本市以外に在住する者とし、年齢、性別及び国籍は、問わない。

(登録)

- 第3条 サポーターとして登録を希望する者は、サポーター登録申請書(別記様式)又は市 長が別に定めるインターネット上の申込フォームにより申請するものとする。
- 2 市長は、前項の申請を審査のうえ、承認した者をサポーターとして登録する。
- 3 市長は、必要に応じてサポーターへ登録継続の意向を確認するものとする。
- 4 市長は、サポーターの申出の他、サポーターの違法行為等、サポーターとしてふさわし くないと認められる場合、登録の抹消を行う。

(費用)

第4条 サポーターの登録に係る費用は、無料とする。

(市の役割)

- 第5条 市長は、サポーターとして登録した者のために次のことを行う。
 - (1) 本市に関する情報の提供
 - (2) サポーターへの特典・サービスの提供
 - (3) その他サポーターに関する業務

(サポーターの役割等)

- 第6条 サポーターは、本市を知り、本市を訪れ、本市の情報発信に努めるものとする。
- 2 サポーターは、サポーター資格、サポーター特典・サービス等を営業目的で利用しては ならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、サポーター事業の実施に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。 附 則(令和3年3月26日告示第48号)
 - この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年2月29日告示第25号)

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

年 月 日

南相馬市長 様

南相馬市サポーター登録申請書

南相馬市サポーターの登録について次のとおり申請します。

11911-0-9-11-2	
ふりがな	
氏 名	
住 所	T
生年月日	
性 別	
電話番号	
メールアドレス	@
職業	
南相馬市との関わり	 市の出身者 通学地 通勤地 ふるさと納税 訪問(ボランティア経験) 訪問(観光) 訪問(ビジネス) その他()
その他	応援メッセージ等をご記入ください